

大阪市告示第1071号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場	令和6年8月5日（月）	午前8時30分から
	令和6年8月13日（火）	午後9時まで
	令和6年8月19日（月）	午前9時から
	令和6年8月26日（月）	午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場	令和6年8月3日（土）から 同月4日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和6年8月6日（火）から 同月12日（月）まで	
	令和6年8月14日（水）から 同月18日（日）まで	
	令和6年8月24日（土）から 同月25日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）